

休止期間延長のお知らせ

「新型コロナウイルス緊急事態宣言」の発令、厚生労働省等からの特定健康診査等の自粛要請に伴い、当財団保健検診センターにおける健康診断については、5月6日まで休止することとしていましたが、休止期間を5月10日まで延長させていただきます。

(緊急事態宣言の期間が5月10日を超えて継続された場合、休止の期間をさらに延長する場合があります。)

当施設をご利用いただく皆様の感染リスク軽減のため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※ 期間中は、勤務する職員を概ね半数といたします。また、勤務時間も短縮する場合があります。

皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご了承願います。

令和2年4月28日